

2011 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 159 号条約オブザベーション（抄）
 （厚生労働省国際課仮訳）
 障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約、1983 年（第 159 号）

日本（批准：1992 年）

1. 障害者の就労促進

委員会は、政府に対し、障害者雇用促進制度の改革について、開かれた労働市場におけるこれら障害者の就労機会を増やすという観点からの評価を次回の報告書において提供するように要請する。また、委員会は、政府に対し、障害者及び社会的パートナーの団体の代表を当該評価のプロセスに含めるように要請する。また、本条約（報告様式のパート V）が対象としている諸問題に関して、報告書、研究報告書及び審査書の抜粋のほか、可能な限り性別・年齢・障害種別に集計した統計も提供して頂きたい。

2. ILO 憲章第 24 条に基づく申立てのフォローアップ。条約第 1 条 3 及び第 3 条。全ての種類の障害者について適切な職業リハビリテーションを確保することを目的とする国内政策。(a) ある障害者が「雇用関係の下において就業する」ことができるか否かを判断するために用いられる基準（三人委員会報告書第 73 パラグラフ）。

委員会は、政府に対し、雇用関係の対象となることができない種類に該当する障害者が、開かれた労働市場にアクセスすることができる機会を増やすために講じられ、又は検討されている措置について更なる情報を提供するように要請する。この点について、政府は、就労継続支援事業に基づく B 型事業から A 型事業及び開かれた雇用への移行件数のほか、福祉から開かれた雇用への障害者の移行に関してハローワークが実施している措置が及ぼす影響について最新の情報を提供するように要請する。

(b) 保護作業施設において行われる障害者の作業を労働法令の適用対象とすること（三人委員会報告書第 75 パラグラフ）。

委員会は、政府に対し、保護作業施設における障害者の待遇が機会及び待遇の均等の原則（第 4 条）を含め、本条約の諸原則に即したものであることを確保するために講じられた措置による影響について、引き続き報告するように要請する。

(c) 就労継続支援事業に基づく B 型事業の下で活動を実施する障害者の低賃

金について（三人委員会報告書第 76 パラグラフ）。

委員会は政府に対し、障害者の工賃の引上げのために講じられ、又は検討されている更なる措置について報告するよう要請する。

（d）就労継続支援 B 型事業に参加する者が支払うサービスに要する費用（三人委員会報告書第 77 パラグラフ及び第 79 パラグラフ）。

委員会は政府に対し、障害者がこうした事業に参加し、最終的に労働市場へアクセスすることから妨げられ、又は除外されないことを確保するための取組を強化するよう要請する。この点について、委員会は、1955 年の職業リハビリテーション（障害者）勧告（第 99 号）第 22 パラグラフ（2）において無料の職業リハビリテーション業務の提供が勧告されていることを想起する。

第 3 条、第 4 条、及び第 7 条。障害者と一般労働者の間での機会の均等。

（a）重点施策実施 5 か年計画（2008 年～2012 年）の実施（三人委員会報告書第 80 パラグラフ）。

委員会は、政府に対し、重点施策実施 5 か年計画（2008 年～2012 年）についての評価（障害者及び社会的パートナーの団体の代表の評価過程への参加に関する情報を含む。）を次回の報告書に含めるよう要請する。

（b）障害者雇用率制度（三人委員会報告書第 81 パラグラフ及び第 82 パラグラフ）。

委員会は、政府に対し、雇用率制度の下で雇用される障害者に関する関連情報を引き続き提供するよう要請する。

（c）合理的配慮（第 84 パラグラフ）。

委員会は、政府に対し、合理的配慮の問題に関する継続的な議論についての最新情報を次回の報告書に含めるよう要請する。

3. 代表的な使用者団体及び労働者団体との協議。

委員会は、政府に対し、労働者団体及び使用者団体並びに障害者団体の各代表の見解と懸念が、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の策定と実施に際して、どのように考慮されているかについて、他の具体的な事例を提供するよう要請する。

[政府はこれらコメントに対し、2013 年に詳細に回答するよう要請されている。]